

電子提供措置の開始日2025年11月25日

株主各位

第37回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制及び 当該体制の運用状況の概要	1 頁
株式会社の支配に関する基本方針	6 頁
連結株主資本等変動計算書	7 頁
連結注記表	8 頁
株主資本等変動計算書	19 頁
個別注記表	20 頁

新日本製薬株式会社
(証券コード 4931)

■ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 決議の内容の概要

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、2018年6月の取締役会にて決議を行い、2021年10月及び2023年12月の取締役会にて一部改定を行いました。現在その基本方針に基づき内部統制の運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - I 当社は、取締役及び使用人(以下「役職員」といいます。)の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、行動憲章に「法令及び社会規範の遵守」を掲げ、その遵守に努めております。
 - II 当社は、コンプライアンスの推進及び徹底を図るため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、法務課が主体となってコンプライアンスに関わる取り組みの検討を行います。
 - III 当社は、法務課にコンプライアンス相談窓口、当社顧問の法律事務所に内部通報窓口（コンプライアンスヘルpline）をそれぞれ設け、役職員に周知の上、運営・対応するものとし、問題行為について情報を迅速に把握し、その対処に努めています。
 - IV 役職員の職務執行の適切性を確保するために、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査室は、監査等委員会及び監査法人と連携し、効率的な内部監査を実施しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - I 取締役は、その職務執行に関わる情報を法令及び「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理し、必要に応じてその保存及び管理状況を検証しております。
 - II 当社は、「文書管理規程」及び「個人情報管理規程」を定め、秘密情報及び個人情報を保護するための体制を構築しております。特に、後者につきましては、JISQ15001に基づいた個人情報保護体制を敷いており、個人情報保護の徹底に努めております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社においては、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、企業活動に潜在するリスクを洗い出し、各組織において、リスク低減及び未然の防止を図るとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会におけるリスクのモニタリング及びそのリスク内容を取締役会に報告する体制を整えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- I 当社は、「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項を明確にするとともに、その付議事項については、資料を準備し、付議事項の十分な検討ができるような体制の構築に努めております。
- II 当社は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲及び責任を明確にし、取締役の業務執行が効率的に行われるよう努めています。
- III 当社は、中期経営計画及び年度予算計画を策定し、各組織において目的達成のために活動し、これらに基づいた業績管理を行っており、取締役に業績進捗状況の報告がなされる体制を整備しております。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- I 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社の管理に関する主管部門を定め、当該主管部門が、子会社の事業運営に関する重要な事項について報告を受ける体制を整備しております。
- II 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の主管部門が、子会社のリスクの洗出し、低減、未然防止について適切に指導及び支援し、必要に応じて当社のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に報告を行い、同委員会において当社グループ全体のリスク管理について審議する体制を整えております。
- III 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の自主性を尊重しつつ、事業内容・事業規模に応じて取締役を子会社に派遣するなど、業務を適切に支援することで、子会社の取締役等が効率的に職務を執行できる体制を構築しております。
- IV 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
監査等委員会が法令に従い監査を行うほか、当社の内部監査室が子会社における業務の適切性について定期的に監査を実施し、必要に応じて適正な職務執行体制の構築に向けて子会社を指導・支援いたします。

-
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社では、監査等委員会の求めがある場合、監査等委員会の職務補助に専従する使用人を置くこととしております。当該使用人は、専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとし、その人事については監査等委員会と事前に協議を行った上で決定いたします。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び使用人による監査等委員会への報告体制その他監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- I 当社及び子会社の役職員（監査等委員である取締役を除く。）は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査等委員会に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告するものとしております。また、当社の監査等委員会が選定する監査等委員から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告するものとしております。
- II 当社は、前項により当社の監査等委員会に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しております。

- ⑧ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限ります。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- I 当社の監査等委員は、当社の取締役会、その他経営に関する重要な会議に出席し、経営における重要な意思決定の過程及び内容並びに業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができます。
- II 当社の代表取締役は、当社の監査等委員と定期的に意見交換を行っております。

-
- III 当社の監査等委員会は、内部監査室の実施する内部監査に関する年次計画について事前に説明を受け、その際、追加監査の実施が必要であると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることがあります。
 - IV 当社の監査等委員会は、監査法人からの監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高めることとしております。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」及び「経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関する内部統制の体制について維持、改善等を行い、体制の充実と有効性の向上を図っております。
- ⑪ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- I 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - A. 当社の行動憲章、基本方針及び社内規程等に明文を設け、当社グループに周知徹底し、グループ一丸となって反社会的勢力排除に取り組んでおります。
 - B. 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶いたします。
 - II 反社会的勢力との取引排除に向けた体制の整備状況
 - A. 当社「行動憲章」及び「反社会的勢力に対する基本方針」を定めることで、「反社会的勢力に対する基本姿勢」を明文化し、取引を開始しようとする者は、「反社会的勢力対応規程」に基づき、外部調査機関を用いて取引先の「反社会性」を検証し、取引上支障がないことを確認の上で、取引を開始するものとしております。
 - B. 総務課を反社会的勢力対応部署、法務課を調査部署として位置づけ、相互に情報共有を行うものとしております。また、当社グループの全ての役職員が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し、周知を図っております。
 - C. 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署、当社顧問の法律事務所、全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と密接な連携関係を構築しております。

(2) 体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組みの状況

当社では、行動憲章に「法令及び社会規範の遵守」を掲げ、それを具現化したものとして「コンプライアンス基本方針」を定め、その周知及び遵守を徹底しております。

当連結会計年度におきましては、全社員を対象としたeラーニング形式のコンプライアンス研修に加え、役員及び管理職を対象とした外部講師によるオンライン形式のコンプライアンス研修をそれぞれ実施し、各階層に求めるコンプライアンス知識の習得とコンプライアンス意識の向上に継続的に取り組んでおります。また、内部通報窓口(コンプライアンスヘルpline)を当社顧問の法律事務所に設置し、担当部署と連携しながら規程に基づいて適切に処理、運用しております。

② リスク管理体制に関する取り組みの状況

当社では、社長を委員長とし、業務執行取締役、執行役員及び部長を委員とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しております。当連結会計年度においては3回開催し、当社の経営並びに事業活動に重要な影響を与えるリスクについて、あらためて評価・分析を行い、当該リスクに関する対応策の検討と進捗状況の把握に継続して取り組んでおります。これらの活動により、経営者と現場のリスクに対する認識の統一を図り、経営及び事業活動に重要な影響を与えるリスクについて、適切に管理しております。

③ 取締役の職務の執行に関する事項

取締役会は、社外取締役5名を含む7名により構成されております。取締役会は当事業年度において9回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項について審議・決議を行うとともに、業務執行の状況の監督を行っております。

④ 監査等委員会の監査体制の状況

監査等委員会は、常勤監査等委員 1名と非常勤監査等委員 2名で構成され、監査等委員会規程に基づき、当事業年度は18回開催しました。また、常勤監査等委員が経営戦略会議等の重要な会議に出席しているほか、監査等委員会は、代表取締役やその他の業務執行取締役との意見交換及び社外取締役、会計監査人、内部監査室との情報交換を定期的に行うなど、積極的な連携により監査の実効性向上を図っております。

⑤ 内部監査の活動状況

内部監査室は、内部監査規程及び内部監査計画に基づき内部監査を実施し、業務の適正化に努めています。監査結果は代表取締役及び監査等委員会に報告とともに、定期的に取締役会にも報告しております。また、監査等委員会及び会計監査人とも連携を図り、内部監査の実効性向上に努めています。

■ 株式会社の支配に関する基本方針

定めておりません。

連結株主資本等変動計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当期首残高	4,158	4,088	13,971	△529
当期変動額				
剩余金の配当			△970	
親会社株主に帰属する当期純利益			2,554	
自己株式の取得				△945
自己株式の処分		△20		112
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				91
当期変動額合計	—	△20	1,583	△833
当期末残高	4,158	4,068	15,554	△1,363

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	—	26	3	29	74	21,792
当期変動額						
剩余金の配当						△970
親会社株主に帰属する当期純利益						2,554
自己株式の取得						△945
自己株式の処分						91
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	378	△22	5	361	△74	287
当期変動額合計	378	△22	5	361	△74	1,017
当期末残高	378	3	9	391	—	22,809

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社フラット・クラフト
PERFECT ONE US Co.,Ltd.

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は、PERFECT ONE US Co.,Ltd.であり、6月30日を決算日としております。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～35年
---------	--------

その他	4～10年
-----	-------

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③ 投資損失引当金

投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりあります。

① 商品の販売

当社グループにおいては、主に化粧品及びヘルスケア商品の販売を行っており、当該商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で当該商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、原則として当該時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内販売は、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

② 自社ポイント制度

当社グループは、会員の購入金額に応じてポイントを発行するポイントプログラムを提供しております。付与したポイントは顧客に対する履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

会計方法の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「貯蔵品売却損」(前連結会計年度 2百万円)は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度においては独立掲記して表示しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「投資有価証券評価損」(当連結会計年度 2百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		1,210百万円
2. 棚卸資産の内訳	商品 貯蔵品	1,959百万円 174百万円
3. 当座貸越契約		
	資金調達の安定性を高めるため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。	
当座貸越極度額		13,000百万円
借入実行残高		— //
差引額		13,000百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	(単位：百万円)
株式会社フラット・クラフト (福岡県福岡市中央区)	卸販売	のれん 無形固定資産(その他)	659 99
合計			759

当社グループにおいて、のれん等については子会社単位を基準として資産のグルーピングを行っております。

株式会社フラット・クラフトののれん等について、経営環境の変化により当初予定していた収益が見込めなくなつたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	21,855,200株
------	-------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月19日 定時株主総会	普通株式	970	45.00	2024年9月30日	2024年12月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年12月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年12月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,099	52.00	2025年9月30日	2025年12月18日

3. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	280,773	487,039	58,320	709,492
(変動事由の概要)				
2024年11月12日の取締役会決議による自己株式の取得		487,000株		
単元未満株式の買取りによる増加		39株		
ストック・オプションとしての自己株式の処分による減少		48,900株		
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少		9,420株		

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備投資に必要な資金を主に金融機関からの借入により調達する方針としております。資金運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に組合出資金等及び株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品の仕入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。また、投資有価証券のうち、組合出資金等及び非上場株式については、定期的に発行先の財務状況等を把握しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券のうち、上場株式について、四半期ごとに時価を把握するなどの方法により管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、資金繰り・設備投資計画に基づく支払管理を行っているほか、手元流動性の維持などによりリスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	(単位：百万円) 差額
投資有価証券(※2)			
満期保有目的の債券	500	499	△0
その他有価証券	652	652	—
資産計	1,152	1,151	△0
長期借入金(※4)	76	76	—
負債計	76	76	—

(※1) 現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	2025年9月30日	(単位：百万円)
非上場株式	0	
組合出資金等(※3)	193	

(※3) 組合出資金等は、主に投資事業組合出資等であります。これらは企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

また、組合出資金等に対して計上している投資損失引当金を控除しております。

(※4) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価				(単位：百万円)
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価証券					
その他有価証券					
株式	—		652	—	652
資産計	—		652	—	652

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価				(単位：百万円)
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価証券					
満期保有目的の債券					
国債	499	—	—	—	499
資産計	499	—	—	—	499
長期借入金	—	76	—	—	76
負債計	—	76	—	—	76

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債は相場価格を用いて評価しております。なお、TOKYO PRO Marketに上場している株式の時価は取引所の価格によっており、市場の流動性等を考慮し、レベル2の時価に分類しております。国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にはほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当連結会計年度	(単位：百万円)
通信販売	36,777	
卸販売	3,534	
海外販売	△62	
その他	889	
顧客との契約から生じる収益	41,140	
その他の収益	—	
外部顧客への売上高	41,140	

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

区分	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	4,291	3,342
契約負債	239	175

契約負債は、当社グループが付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

1,078円69銭

2. 1株当たり当期純利益

120円48銭

重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は、2025年8月5日開催の取締役会において、2025年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社の連結子会社である株式会社フラット・クラフト(以下「フラット・クラフト」といいます。)を消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を決議いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社フラット・クラフト
事業の内容 食品の輸入、卸及び販売

(2) 企業結合日

2025年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、フラット・クラフトを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

新日本製薬株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、パーカスである『美と健康の「新しい」で、笑顔あふれる毎日をつくる。』の実現に向け、中期経営計画「Growth Next 2027」の目標達成に向けた取り組みを推進しております。

この度、ヘルスケア事業を構成する完全子会社のフラット・クラフトを合併することで、ナレッジの共有によるシナジー効果の最大化に加え、経営資源の効率的な活用、及び迅速かつ柔軟な意思決定を可能とする体制強化を図り、中期経営計画の目標達成に向けた取り組みを一層加速してまいります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

株主資本等変動計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剩余金			
		資本準備金	その他資本剩余金	資本剩余金合計	
当期首残高	4,158	3,943	145	4,088	
当期変動額					
剩余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			△20	△20	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△20	△20	
当期末残高	4,158	3,943	125	4,068	
	株主資本				
	利益準備金	利益剩余金		自己株式	
		その他利益剩余金	累越利益剩余金		
当期首残高	50	14,257	14,308	△529	22,025
当期変動額					
剩余金の配当		△970	△970		△970
当期純利益		2,356	2,356		2,356
自己株式の取得				△945	△945
自己株式の処分				112	91
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	1,385	1,385	△833	531
当期末残高	50	15,642	15,693	△1,363	22,557
	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計	
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計			
当期首残高	—	—	74	22,099	
当期変動額					
剩余金の配当				△970	
当期純利益				2,356	
自己株式の取得				△945	
自己株式の処分				91	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	378	378	△74	303	
当期変動額合計	378	378	△74	835	
当期末残高	378	378	—	22,935	

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～35年

構築物 10～20年

機械及び装置 6～10年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 投資損失引当金

投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 商品の販売

当社においては、主に化粧品及びヘルスケア商品の販売を行っており、当該商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で当該商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、原則として当該時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内販売は、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

(2) 自社ポイント制度

当社は、会員の購入金額に応じてポイントを発行するポイントプログラムを提供しております。付与したポイントは顧客に対する履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「貯蔵品売却損」(前事業年度2百万円)は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度においては独立掲記して表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,210百万円
2. 当座貸越契約	
資金調達の安定性を高めるため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。	
当座貸越極度額	13,000百万円
借入実行残高	— //
差引額	13,000百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	126百万円
長期金銭債権	260百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

 営業取引による取引高

売上高	93百万円
仕入高	16百万円
販売費及び一般管理費	0百万円
営業取引以外の取引による取引高	1,021百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式	709,492株
------	----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	10百万円
投資損失引当金	46 //
未払事業税	50 //
契約負債	53 //
賞与引当金	65 //
退職給付引当金	63 //
資産除去債務	31 //
長期末払金	52 //
株式報酬費用	21 //
投資有価証券評価損	38 //
関係会社株式評価損	47 //
その他	65 //
繰延税金資産小計	547百万円
評価性引当額	△47百万円
繰延税金資産合計	500百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△172百万円
資産除去債務	△18 //
その他	△1 //
繰延税金負債合計	△192百万円
繰延税金資産純額	307百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	山田 英二郎	(被所有) 直接19.40%	—	自己株式の取得 (注)1	424	—	—
主要株主	山田 恵美	(被所有) 直接13.85%	—	自己株式の取得 (注)1	424	—	—
役員	後藤 孝洋	(被所有) 直接4.01%	当社代表取締役 社長CEO	金銭報酬債権の 現物出資に伴う 自己株式の処分 (注)2	11	—	—
主要株主(個人)が 議決権の過半数を 所有している会社等	(株)メディカルグリーン (注)5	無し	商品の仕入先	健康食品の 仕入 (注)3	22	買掛金	1
			事務所の賃貸	賃貸料 (注)4	10	流動負債 その他	0
主要株主(個人)が 議決権の過半数を 所有している会社等	CREAS(株) (注)6、7	無し	コールセンター 業務の外注先	コールセンター 業務の委託 (注)3	52	未払金	4

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により取得しており、取引価格は2024年11月13日の終値によるものです。
2. 謹度制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。
- 自己株式の処分価額は、本処分に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。
3. 健康食品の仕入及びコールセンター業務の委託については、株式会社メディカルグリーン及びCREAS株式会社以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。
4. 賃貸料については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。
5. 当社の主要株主山田英二郎が、議決権の100%を間接所有しております。
6. 当社の主要株主山田英二郎が、議決権の100%を間接所有しております。
7. 2025年7月11日付で株式会社アルク・ラボは、CREAS株式会社に商号変更しております。

2. 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子 会 社	(株)フラット・クラフト	(所有) 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	60	関 係 会 社 長期貸付金 (1年内含む)	276
				資金の回収	122		
				債権放棄 (注)1	1,000		
				利息の受取 (注)2	3		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 債権放棄は、当社と株式会社フラット・クラフトの吸収合併に先立ち行ったものであります。
 2. 貸付金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額
1,084円63銭
- 1株当たり当期純利益
111円13銭

重要な後発事象に関する注記

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。